参考資料２

○西東京市国民健康保険条例

平成13年１月21日
条例第115号
改正　平成19年９月25日条例第58号
平成20年３月31日条例第５号
平成20年12月24日条例第42号
平成21年３月31日条例第３号
平成21年９月29日条例第31号
平成22年３月31日条例第５号
平成22年３月31日条例第12号
平成22年６月22日条例第17号
平成23年３月31日条例第14号
平成24年３月30日条例第２号
平成25年３月29日条例第４号
平成25年９月19日条例第29号
平成26年３月31日条例第４号
平成26年12月１日条例第26号
平成27年３月30日条例第13号
平成27年９月17日条例第49号
平成28年３月31日条例第14号
平成28年12月22日条例第37号
平成29年３月31日条例第７号
平成30年３月29日条例第４号
平成31年３月28日条例第７号
令和２年３月13日条例第４号
令和２年５月８日条例第12号
令和２年12月15日条例第28号
令和３年３月30日条例第５号
令和３年６月22日条例第16号
令和３年12月21日条例第29号
令和４年３月28日条例第６号
令和４年６月21日条例第12号
令和５年３月28日条例第５号
令和５年６月20日条例第16号
令和５年12月19日条例第25号
令和６年３月26日条例第３号
令和６年９月19日条例第26号
令和７年３月28日条例第11号
令和８年３月27日条例第５号

目次

第１章　西東京市が行う国民健康保険（第１条）
第２章　国民健康保険運営協議会（第２条・第３条）
第３章　被保険者としない者（第４条）
第４章　保険給付（第５条―第８条）
第５章　保健事業（第９条―第11条）
第６章　保険料（第12条―第35条）

第７章　雑則（第36条・第37条）
第８章　罰則（第38条―第41条）
附則

第１章　西東京市が行う国民健康保険

（西東京市が行う国民健康保険）

第１条　西東京市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章　国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第２条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員　５人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員　５人

(3) 公益を代表する委員　５人

（規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第３章　被保険者としない者

（被保険者としない者）

第４条　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所し、又は入所を委託されている者のうち、別に市長が定める基準に該当する者は、被保険者としない。

２　児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者（児童福祉法第24条の３第６項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。）は、被保険者としない。

第４章　保険給付

（出産育児一時金）

第５条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに３万円を上限として加算することができる。

２　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第２項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第６条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として５万円を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（結核・精神医療給付金）

第７条　結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の２第１項（同法第64条第１項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第３項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が４月又は５月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。

(1) 18歳以上の被保険者　当該被保険者

(2) 18歳未満の被保険者　当該被保険者の属する世帯の世帯主

２　精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第１条の２第３号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第35条第３号又は第４号に該当する者である場合に支給する。

3　結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。

4　結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 結核医療給付金の支給額は、第１項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。

(2) 精神医療給付金の支給額は、第２項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第35条第３号又は第４号に規定する額を限度とする。

5　被保険者が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、第１項又は第２項の規定による医療に関する給付を受けたときは、市は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6　前項の規定による支払いがあったときは、世帯主に対し、結核・精神医療給付金（第４項に規定する自己の負担の額に係る高額療養費を含む。）の支給があったものとみなす。

（一部負担金）

第８条　保険医療機関等について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(1) ６歳に達する日以後の最初の３月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合　10分の３

(2) ６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である場合　10分の２

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）　10分の２

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第１項第４号の規定が適用される者である場合　10分の３

第５章　保健事業

（保健事業）

第９条　市は、法第72条の５に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1) 健康教育

(2) 健康相談

(3) 健康診査

(4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第10条　前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第11条　被保険者でない者に第９条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第６章　保険料

（保険料の賦課）

第12条　保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

（保険料の賦課額）

第13条　保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の７第１項第１号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の７第１項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の７第１項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の７第１項第４号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

（基礎賦課額）

第14条　保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2　前項の所得割額の賦課標準の算定額に、100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3　第１項の保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条　前条第１項の所得割額は、被保険者について、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第22条第１号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２　前項の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、同法第313条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第16条　削除

第17条及び第18条　削除

第19条　削除

（後期高齢者支援金等賦課額）

第19条の２　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第19条の３　前条の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第５号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２　前項の所得割額の端数処理については、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

第19条の４及び第19条の５　削除

（介護納付金賦課額）

第20条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

第21条　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第７号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２　前項の所得割額の端数処理については、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第21条の２　保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の７第５項第３号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の合計額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第21条の３　前条の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第９号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２　前項の所得割額の端数処理については、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（保険料率）

第22条　保険料率は、次のとおりとする。

(1) 基礎賦課額の所得割　100分の5.63

(2) 削除

(3) 基礎賦課額の被保険者均等割　33,100円

(4) 削除

(5) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割　100分の1.81

(6) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割　7,600円

(7) 介護納付金賦課額の所得割　100分の1.72

(8) 介護納付金賦課額の被保険者均等割　14,600円

(9) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割　100分の0.30

(10) 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割　1,800円

(11) 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割　100円

（低所得者の保険料の減額）

第23条　次の各号に該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額は、第13条第１号の基礎賦課額、同条第２号の後期高齢者支援金等賦課額、同条第３号の介護納付金賦課額及び同条第４号の子ども・子育て支援納付金賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、基礎賦課額について67万円を超えるときは67万円、後期高齢者支援金等賦課額について26万円を超えるときは26万円、介護納付金賦課額について17万円を超えるときは17万円、子ども・子育て支援納付金賦課額について３万円を超えるときは３万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第３号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者　アからオまでに定める額の合算額

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき23,170円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき5,320円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　介護納付金賦課被保険者１人につき10,220円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割　被保険者１人につき1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割　18歳以上被保険者１人につき70円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、31万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者　アからオまでに定める額の合算額

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき16,550円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき3,800円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　介護納付金賦課被保険者１人につき7,300円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割　被保険者１人につき900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割　18歳以上被保険者１人につき50円

(3) 第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、57万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者　アからオまでに定める額の合算額

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき6,620円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき1,520円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　介護納付金賦課被保険者１人につき2,920円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割　被保険者１人につき360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割　18歳以上被保険者１人につき20円

（特例対象被保険者等の特例）

第23条の２　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が国民健康保険法施行令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第15条、第19条の３第１項、第21条第１項及び第21条の３第１項並びに前条の規定の適用については、第15条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「地方税法第314条の２第２項」と、前条第１号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合の当該給与所得については所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「、同法第313条第３項」とあるのは「地方税法第313条第３項」とする。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第23条の３　特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 特例対象被保険者等の氏名

(3) 離職年月日

(4) 離職理由

(5) その他市長が必要と認める事項

２　前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第３項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第23条の４　当該年度において、その世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割額に、それぞれ、10分の５を乗じて得た額とする（第５項の規定が適用される場合を除く。）。

２　第14条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第19条の２」と読み替えるものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第21条の２」と読み替えるものとする。

５　当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割額から第23条各号に規定する場合に応じてそれぞれ同条各号アに掲げる金額を減じて得た額に、それぞれ、10分の５を乗じて得た額とする。

６　第14条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

７　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第19条の２」と、「ア」とあるのは「イ」と読み替えるものとする。

８　第５項及び第６項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第21条の２」と、「ア」とあるのは「エ」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第23条の５　当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の７第６項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第６項の規定が適用される場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の３各号で規定する場合には、出産の日。第23条の６第１項第３号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

２　第14条第２項及び第３項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。

３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第19条の２」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第20条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

５　第１項及び第２項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第21条の２」と、「67万円」とあるのは「３万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

６　当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義

務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条各号に規定する場合に応じてそれぞれ同条各号アに掲げる金額を減じて得た額に12分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

7　第14条第２項及び第３項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。

8　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第６項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第19条の２」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「ア」とあるのは「イ」と読み替えるものとする。

9　第６項及び第７項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第６項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第20条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「ア」とあるのは「ウ」と読み替えるものとする。

10　第６項及び第７項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第６項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第21条の２」と、「67万円」とあるのは「３万円」と、「アに掲げる金額を減じて得た額に12分の１を乗じて得た額に、」とあるのは「エに掲げる金額を減じて得た額及び18歳以上被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条各号に規定する場合に応じてそれぞれ同条各号オに掲げる金額を減じて得た額に、それぞれ12分の１を乗じて得た額に」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に係る届出）

第23条の６　出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2　前項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

3　第１項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項に規定する届出及び書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、同項の規定による届出を省略させることができる。

（18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第23条の７　当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第22条第10号の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の保険料率に相当する額（第23条各号エに掲げる額及び第23条の４第４項の規定により読み替えられた同条第１項若しくは同条第８項の規定により読み替えられた同条第５項又は第23条の５第５項の規定により読み替えられた同条第１項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第６項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

（賦課限度額）

第24条　第14条第１項の基礎賦課額にあっては67万円を、第19条の２の後期高齢者支援金等賦課額にあっては26万円を、第20条の介護納付金賦課額にあっては17万円を、第21条の２の子ども・子育て支援納付金賦課額にあっては３万円を超えることができない。

（賦課期日）

第25条　保険料の賦課期日は、４月１日とする。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第26条　普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第１期　７月１日から同月31日まで

第２期　８月１日から同月31日まで

第３期　９月１日から同月30日まで

第４期　10月１日から同月31日まで

第５期　11月１日から同月30日まで

第６期　12月１日から１月４日まで

第７期　１月５日から同月31日まで

第８期　２月１日から同月末日まで

２　市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

（保険料の納付額）

第27条　前条の規定によって各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納付額に合算するものとする。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第28条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、１世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る第14条第１項、第19条の２、第20条若しくは第21条の２の額、第23条各号に定める額、第23条の４第１項（同条第３項又は第４項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割にそれぞれ10分の５を乗じて得た額、第23条の４第５項（同条第７項又は第８項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条の５第１項各号（同条第３項から第５項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第６項各号（同条第８項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額又は第23条の７に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

２　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条第１項、第19条の２、第20条若しくは第21条の２の額、第23条各号に定める額、第23条の４各項に定める額又は第23条の５各項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（保険料の額の通知）

第29条　保険料の額が定まったときは、市長は、速やかにこれを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

（延滞金）

第30条　保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

２　前項に規定する年当りの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（延滞金の減免）

第31条　市長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減免することができる。

（徴収猶予）

第32条　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって納付することができないと認められる金額を限度として、６月（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。

(1)　納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2)　納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3)　納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4)　前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

２　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　氏名及び住所

(2)　納期限又は当該保険料の徴収に係る法第76条の４において準用する介護保険法（平成９年法律第123号）第135条第６項の規定による特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）の支払に係る月及び保険料の額

(3)　徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第33条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後２年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（ア）健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ）船員保険法の規定による被保険者

（ウ）国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

（エ）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（オ）健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第３条第２項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第３項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

２　前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月及び保険料額

(3) 減免を受けようとする理由

３　第１項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第34条　保険料の納付義務者は、４月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の２第１項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（西東京市行政手続条例の適用除外）

第35条　西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）第３条又は第４条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第２章（第８条を除く。）及び第３章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

２　西東京市行政手続条例第３条、第４条又は第33条第４項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第１項第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第３項及び第34条の規定は、適用しない。

第７章　雑則

（準用）

第36条　この条例その他別に定めがあるもののほか、保険料の賦課徴収については、市税の賦課徴収の例による。

（委任）

第37条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第８章　罰則

第38条　市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科する。

第39条　市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第40条　市は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金又はこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。

第41条　前３条の過料の額は、情状により市長が定める。

２　前３条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成13年１月21日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に田無市国民健康保険条例（昭和34年田無市条例第７号）又は保谷市国民健康保険条例（昭和23年保谷市条例第31号）の規定に基づいて支給すべき事由が発生した出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金については、なお従前の例による。

第３条　施行日前に、田無市国民健康保険条例又は保谷市国民健康保険税条例（昭和26年保谷市条例第46号）の規定に基づいて課した、又は課すべきであった国民健康保険料又は国民健康保険税については、なお従前の例による。

第４条　この条例による国民健康保険料の納付義務者のうち旧田無市の区域内に住所を有する者に対する平成12年度分の国民健康保険料の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、田無市国民健康保険条例に規定する国民健康保険料の賦課徴収の例による。

第５条　この条例による国民健康保険料の納付義務者のうち旧保谷市の区域内に住所を有する者に対する平成12年度分の国民健康保険料の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、保谷市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の賦課徴収の例による。

第６条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第７条　当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第１号中「第314条の２第１項に規定する総所得金額（」とあるのは「第314条の２第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第３項」とあるのは「地方税法第313条第３項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険料の算定の特例）

第７条の２　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、第15条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「同法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第１号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「地方税法第314条の２第２項」とあるのは「同法第314条の２第２項」と、同条第２号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「地方税法第314条の２第２項」とあるのは「同法第314条の２第２項」とする。

（長期譲渡所得等に係る保険料の算定の特例）

第８条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、第15条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は控除後の長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「地方税法第314条の２第２項」とあるのは「同法第314条の２第２項」とする。

２　前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第34条第４項」とあるのは「附則第35条第５項」と、「、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「控除後の短期譲渡所得の金額」と、「規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「規定する短期譲渡所得の金額」と、「第31条第１項」とあるのは「第32条第１項」と読み替えるものとする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例）

第９条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、第15条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条及び第23条において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の合計額から同法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第１号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は一般株式等に係る

譲渡所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２号及び第３号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例）

第９条の２　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、第15条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第15項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条及び第23条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の合計額から同法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第１号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２号及び第３号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

２　地方税法附則第35条の２の６第11項又は第15項の規定の適用がある場合における附則第７条の２の規定の適用については、同条中「上場株式等に係る配当所得等の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例）

第10条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の４第４項の先物取引に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第１項中「同条第２項」とあるのは「同法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第１号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の算定」とする。

２　地方税法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例）

第11条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第１項中「同条第２項」とあるのは「同法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第１号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額の算定」とする。

（特例適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の算定の特例）

第12条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第15条、第19条の３、第21条及び第23条の規定の適用については、第15条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額の合算額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合算額」とする。

（特例適用配当等に係る配当所得等に係る保険料の算定の特例）

第13条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第15条、第19条の３、第21条及び第23条の規定の適用については、第15条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例

適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額の合算額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合算額」とする。

（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の算定の特例）

第14条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第１項中「同条第２項」とあるのは「地方税法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第313条第９項」とあるのは「地方税法第313条第９項」と、第23条第１号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」とする。

（条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の算定の特例）

第15条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第15条及び第23条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第１項中「同条第２項」とあるのは「地方税法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第313条第９項」とあるのは「地方税法第313条第９項」と、第23条第１号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」とする。

（延滞金の割合等の特例）

第16条　当分の間、第30条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成22年度以後の保険料の減免の特例）

第17条　当分の間、平成22年度以後の第33条第１項第２号による保険料の減免については、同号中「該当する者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後２年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第18条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第44条の２第４項及び第５項の規定の適用を受ける場合における附則第８条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第１項中「第35条第１項」とあるのは「第35条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第１項」とあるのは「租税特別措置法第31条第１項」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第19条　給与等（所得税法第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

２　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

３　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第20条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一

部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第21条　前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

２　前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の徴収猶予の特例）

第22条　第32条に規定する徴収猶予（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による場合に限る。）については、地方税法附則第59条の規定を準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の減免申請の特例）

第23条　第33条第２項の保険料の減免を受けようとする者（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者であって市長が認めたものに限る。）は、令和２年２月１日から令和５年12月31日までの間に納期限が到来する令和４年度以前の年度分の保険料について、納期限までに減免申請ができなかったやむを得ない理由があると市長が認める場合は、令和５年12月31日までに同項に規定する申請書等を市長に提出することができるものとする。

附　則（平成13年３月31日条例第146号）

１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例第22条及び第23条の規定は、平成13年度分の保険料から適用し、平成12年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成13年６月29日条例第179号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例附則第12項の規定は、平成14年度以後の年度分の保険料について適用し、平成13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成14年３月29日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例第22条及び第23条の規定は、平成14年度分の保険料から適用し、13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成14年10月１日条例第26号）

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定は平成14年10月１日から、第２条の規定は平成15年１月１日から、第３条の規定は同年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例第１条による改正後の西東京市国民健康保険条例第14条、第15条及び第23条並びに附則第７項から第10項まで、第12項及び第13項の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

３　この条例第２条による改正後の西東京市国民健康保険条例第34条並びに附則第11項及び第12項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成14年12月10日条例第35号）

（施行期日）

１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

（西東京市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

２　西東京市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成14年西東京市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第３条中第８条第５号の改正規定を削る。

附　則（平成15年３月31日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「改正後条例」という。）第５条及び第６条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産又は死亡に係る出産育児一時金又は葬祭費について適用し、同日前の被保険者の出産又は死亡に係る出産育児一時金及び葬祭費については、なお従前の例による。

3　改正後条例第22条、第23条及び第24条の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成15年12月19日条例第31号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成16年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の附則第13項及び第14項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3　この条例による改正前の第34条の規定は、平成16年度分までの保険料については、なおその効力を有する。

附　則（平成16年３月31日条例第６号）

（施行期日）

1　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の第22条及び第23条の規定は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成17年３月30日条例第12号）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第23条第１号（ア、イ及びウの部分を除く。）並びに附則第７項、第10項及び第13項の規定については、平成15年４月１日から適用する。

3　この条例による改正後の第22条、第23条第１号ウ及び同条第２号ウ並びに附則第８項及び第９項の規定は、平成17年度分の保険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月31日条例第10号）

（施行期日等）

1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、同年10月１日から施行する。

2　附則第12項の改正規定（「附則第35条の３第12項」を「附則第35条の３第11項」に改める部分に限る。）は、平成18年１月１日から適用する。

（経過措置）

3　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第５条の規定は、平成18年10月１日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

4　新条例第７条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、同日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

5　新条例第22条から第24条まで及び附則第７項から第11項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成18年９月21日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条及び第８条の改正規定は平成18年10月１日から、附則第12項から附則第19項までの改正規定は平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、同

日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

附　則（平成19年９月25日条例第58号）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付を受ける場合について適用し、同日前に行われた療養の給付を受ける場合については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月31日条例第５号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第５条及び第６条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金及び死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金及び死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

第３条　新条例の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成20年12月24日条例第42号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成21年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第５条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附　則（平成21年３月31日条例第３号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第９条第３項の改正規定　公布の日

⑵　第２条の改正規定　平成21年７月１日

⑶　附則第９条第２項の改正規定　平成22年１月１日

附　則（平成21年９月29日条例第31号）

この条例は、平成21年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第７条の次に１条を加える改正規定及び附則第９条の改正規定　平成22年１月１日

⑵　附則第８条の改正規定　平成22年４月１日

⑶　附則第10条の改正規定　平成23年１月１日

附　則（平成22年３月31日条例第５号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第22条から第24条までの規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月31日条例第12号）

（施行期日）

第１条　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　第２条による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成22年６月22日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年３月31日条例第14号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第５条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、この条例による改正前の第５条及び附則第15条の規定による同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月30日条例第２号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第14条、第16条から第19条まで、第22条、第23条及び第24条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成25年３月29日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第４条第２項の改正規定及び附則に１条を加える改正規定　公布の日

⑵　第９条の改正規定　平成27年４月１日

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第22条、第23条及び第24条の規定は、平成25年度分の保険料から適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成25年９月19日条例第29号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成26年１月１日から施行する。ただし、第35条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第14条の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第３条　新条例附則第16条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用する。

附　則（平成26年３月31日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第23条の規定は、平成26年度分の保険料から適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成26年12月１日条例第26号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成27年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第５条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附　則（平成27年３月30日条例第13号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第22条、第23条及び第24条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年９月17日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第14号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第22条、第23条及び第24条の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成28年12月22日条例第37号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成29年１月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　この条例による改正後の附則第12条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第２項に規定する特例適用利子等又は同法第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る保険料について適用する。

附　則（平成29年３月31日条例第７号）

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条、第23条及び第24条の改正規定は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月29日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月28日条例第７号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第23条及び第24条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月13日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第23条及び第24条の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年５月８日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第19条から第21条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間にある場合に適用する。

附　則（令和２年12月15日条例第28号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和３年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第23条並びに附則第７条及び第８条の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第３条　この条例による改正後の附則第16条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月30日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年６月22日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年12月21日条例第29号）

（施行期日）

第１条　この条例中第５条第１項の改正規定は令和４年１月１日から、第23条の改正規定及び第23条の３の次に１条を加える改正規定は同年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第５条の規定は、令和４年１月１日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

第３条　この条例による改正後の第23条の４の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月28日条例第６号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の西東京市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第７条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される結核医療給付金について適用し、同日前に申請のあった結核医療給付金の取扱いについては、なお従前の例による。

第３条　新条例第23条及び第24条の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和４年６月21日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月28日条例第５号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第５条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

第３条　この条例による改正後の第23条及び第24条の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和５年６月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年12月19日条例第25号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第23条の５の規定は、令和５年度分の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分の保険料のうち令和５年12月以前の期間に係るもの及び令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月26日条例第３号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第14条第１項、第15条第１項、第17条、第18条、第19条の２、第19条の３第１項、第19条の４、第19条の５、第23条、第23条の４第１項、第３項、第４項及び第６項、第23条の５第１項、第３項から第５項まで及び第７項、第24条並びに第28条の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年９月19日条例第26号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第32条第１項の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年12月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の保険料について適用し、令和６年度分の保険料のうち令和６年11月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第３条　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月28日条例第11号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第23条、第23条の５及び第24条の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月27日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第13条、第22条から第23条の２まで、第23条の４、第23条の５、第24条及び第28条の規定は、令和８年度以後の年度分の保険料について適用し、令和７年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。